ハ　事業運営の透明性の確保のための取組の状況
ニ　情報公表対象支援の提供に当たつて改善すべき課題に対する取組の状況
二　事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置
イ　事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況
ロ　情報公表対象支援の提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況
ハ　従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況
三　安全管理及び衛生管理のために講じている措置
安全管理及び衛生管理のための取組の状況
四　情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置
イ　個人情報の保護のための取組の状況
ロ　情報公表対象支援の提供記録の開示の実施の状況
五　情報公表対象支援の質の確保のために総合的に講じている措置
イ　従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況
ロ　利用者等の意向等も踏まえた情報公表対象支援の提供内容の改善の実施の状況
ハ　情報公表対象支援の提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況
第三　都道府県知事が必要と認めた事項

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

第三条　身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（判定書の交付） **第一条の三**　身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号。以下「令」という。）第二条に規定する判定書（自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二十四項に規定する自立支援医療をいう。）のうち、更生医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第二号に規定する更生医療をいう。第三条第三号において同じ。）及び補装具に係るものに限る。）の様式は、別表第一号のとおりとする。 （身体障害者手帳の記載事項及び様式） **第五条**　（略） 一・二　（略） 三　補装具費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条に規定する補装具費をいう。）の支給に関する事項 四　（略） 2・3　（略）	（判定書の交付） **第一条の三**　身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号。以下「令」という。）第二条に規定する判定書（自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十二項に規定する自立支援医療をいう。）のうち、更生医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第二号に規定する更生医療をいう。第三条第三号において同じ。）及び補装具に係るものに限る。）の様式は、別表第一号のとおりとする。 （身体障害者手帳の記載事項及び様式） **第五条**　（略） 一・二　（略） 三　補装具の交付又は修理に関する事項 四　（略） 2・3　（略）